

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例 一
- 福島原子力事故影響対策基金条例 一
- 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 二
- 福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 二
- 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例 五

## 条 例

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例、福島原子力事故影響対策基金条例、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県条例第六十三号

#### 福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例（昭和三十九年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二建物の項中

「	別表第二建物の項中	「
「	別表第二建物の項中	「

場所、広告の方法等

を

「	「	「
「	「	「
「	「	「

する場所、広告の方法等

の事情を勘案して知事が

に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（財産管理課）

### 福島県条例第六十四号

#### 福島原子力事故影響対策基金条例

（設置）

第一条 原子力発電所事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。）による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島原子力事故影響対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

きる。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第五条** 基金の管理及び運用から生じた収益の額は、これを基金に編入するものとする。

(運用益金等を計上すべき予算)

**第六条** 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(エネルギー課)

**福島県条例第六十五号**

**福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

**める条例の一部を改正する条例**

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。  
附則第十九項及び第二十項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年十月十二日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われているこの条例による改正前の福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正前の条例」という。）附則第十九項に規定する基準該当訪問看護（この条例の施行の際現に利用者に対して行われているものに限る。）の事業に係る改正前の条例附則第十九項（「東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号）第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める日までの間は」の部分を除く。）及び第二十項の規定の適用については、当該利用者が他の介護サービスに移行することその他の事由により当該利用者に対する当該基準該当訪問看護の提供が終了する日までの間は、なお従前の例による。

(高齢福祉課介護保険室)

**福島県条例第六十六号**

**福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

**条例の一部を改正する条例**

福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。  
題名中「事業」の下に「等」を加える。

目次中「第四節 運営に関する基準（第十二条―第五十五条）」を「第四節 運営に当通所支援に関する基準（第五十五条の二―第五十五条の八）」に、「第四節 運営に関する基準（第七十条―第七十二条）」を「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第七十二条）」に改める。

七十二条の二（第七十二条の四）」に改める。

第二条第十二号中「平成二十四年福島県条例第九十号」の下に「。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改める。

第二章に次の一節を加える。

**第五節 基準該当通所支援に関する基準**

(従業者の員数)

**第五十五条の二** 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が十までのもの 二以上

イ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

**第五十五条の三** 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限

りでない。

(利用定員)

**第五十五条の四** 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

**第五十五条の五** 第五条、第八条及び前節(第十二条、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二條第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

**第五十五条の六** 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

**第五十五条の七** 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十五条の五(第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者

の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

**第五十五条の八** 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十五条の五(第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。))第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十五人以下とする。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、こ

の条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十二条中「第四十二条まで、第四十四条から」及び「第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」とを削る。第四章に次の一節を加える。

**第五節 基準該当通所支援に関する基準**  
(従業者の員数)

**第七十二条の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援**(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が十までのもの 二以上  
イ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上  
2 前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの

をいう。

(設備)

**第七十二条の三 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。**

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第七十二条の四 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の六から第五十五条の八まで、第六十四条、第六十六条、第七十条及び第七十一条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。**

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

**福島県条例第六十七号**

**福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」の下に「法」を加える。

第二条第十六号中「平成二十四年福島県条例第八十八号」の下に「。以下「指定通所支援条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援条例」に改める。

第五十一条第一項第四号本文中「第五十条第四項」を「第五十条第一項第四号」に改める。

第八十条第一項第二号ア中「第七十八条第二項イ」を「第七十八条第一項第二号イ」に改める。

第九十六条第二号中「第百一条第二項第一号」を「第百一条第一項」に改める。

第九十七条第一号、第二号及び第四号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第七十二条の四において準用する指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第百十一条第一号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援条例第十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第七十二条の四において準用する指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第百十九条第一項中「福島県障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

第二百二条第一項中「福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）第五条」を「指定通所支援条例第六条」に、「同条例第五十六条」を「指定通所支援条例第五十七条」に、「同条例第六十六条」を「指定通所支援条例第六十七条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

#### 福島県条例第六十八号

##### 福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例

福島県宅地造成等規制法施行条例（平成十二年福島県条例第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（事務処理の特例）」を付し、同条第二号中「及び報告」を削り、同条第五号中「第八号第三項」の下に「（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「第十号第二項」の下に「（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「第十一条」の下に「（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建築指導課）